

平成28年1月定例教育委員会会議録

- 1 期 日 平成28年1月6日(水)
- 2 場 所 南別館4階研修室
- 3 開始時間 午後1時30分
- 4 終了時間 午後3時10分
- 5 出席者 小西委員長、赤松委員、中原委員、島津委員、黒木教育長  
その他の出席者  
児玉教育部長、杉元教育総務課長、久保田学校教育課長、船越生涯学習課長、後藤美術館長、宇都都城島津邸館長、前田学校教育課副課長、東教育総務課副課長、竹下教育総務課総括担当主幹
- 6 会議録署名委員 島津委員、中原委員
- 7 開会  
○小西委員長  
開けましておめでとうございます。今年のスタートは4日の成人式だったと思います。おかげさまで、とても温かく、それぞれに臨まれたご感想などあるかと思いますが、次年度、次回により一層良い成人式になりますように、ご意見を生かしていただければありがたいと思います。それでは、1月の定例教育委員会を開催します。本日の議事の終了時間は、3時00分を予定されているようですので、ご協力をお願いします。
- 8 前会議録の承認  
○小西委員長  
平成27年11月定例教育委員会、12月定例教育委員会の会議録につきましては、本日、お配りした会議録に記載した内容については、ご異議ありませんか。それでは、承認いたします。
- 9 会議録署名委員の指名  
○小西委員長  
本日の会議録の署名委員に、都城市教育委員会会議及び選挙等に関する規則第15条の規定により、島津委員、中原委員をお願いします。
- 10 教育長報告  
○教育長  
昨年度は、中学生が1名、それから小学生3名亡くなって、4名悲しい事件、事故が起きまして、本当に大変な年だったと感じておりますけれども、これからもそういう事故が起きないように、取り組んで行きたいと思います。それともう一つ、教員の不祥事が一つございまして、退職をさせざるを得ないという状況で、仲間からそういう人を出したということは、非常に痛恨の極みでございます。今後とも、特に、コンプライアンスをしっかりとらせていきたいと考えているところでございます。  
さて、それぞれの教育委員の3人の任期はそれぞれ違うのですが、私も、2年経ちまして、まだ総括の時期ではないのですけれども、折り返しの年と言いますか、マラソンでいえば中間地点で、あと2年ということで、いよいよ馬力をかけないといけなかなと思っているところでございます。そういう意味では、いつも言うておりますように、お手元でございますけれども、4つの取り組みは引き続き継続的に取り組んでいきたいと思っているところであります。一番目は、また後で2のところでご報告を申し上げますが、依然として、特に不登校は高止まりで、いじめはそうでもないというところですが、今後ともアンテナを高くしていかないとと思っております。

2番目の授業力向上の教育というのは、まさに、教師の資質の向上、授業力の向上を含めて、学力向上と直結する問題でもありますので、この辺では学校でしっかり取り組んでいただきたいと思いますところがございます。

3番目は、多忙化の解消ということで、また後で3のところでお話しさせていただきますけれども、教職員の勤務状況の整備というものを、授業に向けられるようにしていく必要があるかなということで考えているところがございます。

4番目は、学校運営協議会の3年目、4年目ということでございますので、充実発展をさらにしていきたいと考えております。これは継続的に、取り組んで、校長先生方には、今年の取り組みをお聞かせ願いたいなと思っているところがございます。

次の項目のところの学校運営協議会による学校支援につきましては、中学校区単位とする学校運営協議会という形のほうに少しずつスライドしていきたいなと思っているところがございます。

それから、次の項目は、学力向上も含めて、地域とともにある学校づくりという中では、地域における学びの共同体の構築並びに子どもの居場所づくりが必要となっておりますけれども、これは学校だけでできることでもありませんので、地域の方々の支援をいただきながら作っていく必要があると思っております。家庭が崩壊している、家庭が立ち行かない子どもたちもおりますので、放課後子ども教室も含めて、どういう形で支援の仕組みを作っていくかということが非常に重要なことと考えております。

それから、喫緊の課題としては、その次にありますように、児童・生徒の学力向上の推進ということで、これまでも申し上げておりますけれども、残念ながら宮崎県は、やはり学力的に下がってきていて、他の県と比較するのは余りいいことではないのですけれども、47都道府県の中では低いところにあります。真剣に取り組まなければいけない課題です。とりわけ、都城市が宮崎県の中でも低いのです。下がってきている状況でございます。年末に、スポーツ少年団の少年野球の会がございまして、その席で、皆さんにぜひお願いしたいことが一つあるということで、3年生は30分、4年生は40分、5年生は50分、6年生は60分の家庭学習をしっかりとやるようにお伝えくださいということを少年野球の監督さんが、24チームの指導者が集まったその席で訴えさせていただきました。会長さんの松尾さんが、それは重要なことなので、ぜひ取り組んでいきたいとおっしゃっていただきまして、色々なところで少しずつでも家庭学習、学校から帰ってからの学習に取り組んでいただく必要があると思っております。学校区によっては、土曜学習ということ視野に入れながら、取り組み始めようとしているところもございます。そういうことも今後考えていく必要があるのではないかと考えているところがございます。

新年のあいさつといいますと、これからの課題ということでございますので、教育委員の皆さんにも共有していただきながら、私としては、実務を進めていきたいと思っておりますので、よろしくご協力ください。

それから、2のところは、1枚目の1月の定例会資料というのがございますのを見ていただきますと、問題行動が12月4件、それから、不登校、そしていじめというところがございます。12月の非行等問題というか、行動に関しましては、いわゆる家出、徘徊というのがございまして、これはその日のうちに発見されました。

この子は、恒常的に徘徊をする性格の子どもみたいでして、なかなか学校でいつの間にか抜け出していなくなっていて、その時は、外で保護されて、連れて帰ってもらったという事案でございます。何か非行を起こすということではございませんけれど、家に帰りたくないのか、抜け出す傾向、これまでも度々繰り返して、S S Wの大田原さんにご協力をいただいているのですけれども、なかなかおられないということでございます。

それから、不登校は若干増えておりますけれども、12月からは集計が上がってきておりませんけれ

ども、10月に比べると増えてきているということで、これは、不登校の累積ですので、10月を基準に、そのうちまだ続いている子も含まれているという状況でございます。若干、少し増え続けているなと感じます。

それからいじめは、11月に26件ということになっておりますけれども、これはいわゆる文部科学省の調査がございまして、その時に改めて調査して、出された件数ということでございまして、ほとんど解決しておりますので、これについては今のところ問題はございません。

あとは、交通事故、不審者が10月が多かったのですけれども、年末はちょっと減ってきております。以上でございます。

それから、小西先生が2月で任期が終わられるのですけれども、引き続き、教育委員を引き受けていただくということで、議会で承認をされましたので、ご報告申し上げます。先生よろしくお願ひしたいと思います。辞令は2月だそうでございます。ご苦労さまでございますけれども、よろしくお願ひします。

議会の質問について、幾つかの項目だけ若干上げておきます。詳しいことは申しませんが、こういうことについての質問があったということで、一番目は、小中一貫または連携教育の推進の状況とその効果についてというご質問がございました。そして、2番目は、学校内公務システムの構築、IT化の推進ということで、ぜひ、予算要求をなさいと議員のほうから言われました。議員の皆さんに応援をしていただいて有難いなと思っております。これは、ある程度、次の予算がついたもので一応、市役所のサーバーと繋がっていくことになると思います。

#### ○教育部長

今、繋がっているのですけれども、職員室へ繋げるということです。

#### ○教育長

職員室と繋げるということで、それを基に、校務システムを構築していくことになろうかと思ひます。ただ、子どもたちに対するIT化は、残念ながら、デジタル教材など全然進んでおりませんので、これからの課題かと思ひます。

それから、特別支援に対して支援員の配置で、どのくらい特別支援の子どもたちが増えているかということのご質問でございまして、毎年増えているのです。今、100名を超えております。120名に近いと思ひます。それに対しての支援員の配置ということは、都城市の教育委員会として手だてをするということになっているのですけれども、学習支援とそれからいわゆる生活支援の2通りの種類がございまして、その業務の内容の明確化を進めていく必要があるのではないかというご質問がございました。これについては、一応、規定を見直すということになっておりますので、そういう形で進めてまいります。

それから、SSWの配置の増員ということですが、今、都城には一人だけSSWが配置されています。これは県のほうから配置されております。色々な学校を回っていただいているのですが、一人だけでは不十分ではないか、増員の検討はないのかという質問がございました。あとでまた4番のところを少し関連で申し上げますのでこれくらいにしておきます。

それから、ふるさと納税における教育分野の設置はどうしてしないのだという質問をいただきまして、ふるさと納税をぜひ教育のほうに使うべきではないかというご質問もございました。非常に有難い質問だと思っております。教育分野の設置については、市長部局のお答えとしては、作らないということですが、少なくともふるさと納税の中で教育にお金を少し回すという手はないかというご質問がございました。

それ以外もあったのですけれども、こういうことがご質問の内容でございまして、議員の皆様にも教

育のことにも関心を持っていただいて、色々質問をしていただき有難いなと思っているところでございます。

それから、4のところでございます。これは平成28年度の出されたもので、いわゆるこれまで散々財務省と文部科学省のやりとりがあったのですが、時代に対応した新しい教育、様々な課題に対応する加配定数の改善ということです。残念ながら、教員定数、学級定数の改善にはなっていないのですが、いわゆる加配定数を拡充しますよという形です。昨年2月に安倍さんは、35人学級の改善に努力するということと答弁はしているのですが、現実にはそうはなりません。来年度は、教育課題に対応する加配定数の拡充という形での定員増と予算増という形になりましたということでございます。

そこにありますように、小学校における専科指導の充実でありますとか、小中の連携でありますとか、効果的な指導法等の改善のための195名、2番が学校現場が抱える課題の対応で235名ということで、1から5までありますけれども、いじめ、不登校、特別支援をはじめ、先ほどお話ししたSSWであるとか、こういうところに対応できるような人の配置ということで、3番までがそれに対応します。貧困による格差の解消という問題も生活保護でありますとか、シングルマザー、シングルファザーの家庭への子どもたちの貧困の連鎖を食い止めるためにどうするかという問題等、家庭と学校をつなぐ専門家の配置ということで、新たに人数を配置するという形で235名ということです。全国的で235名ですから、微々たるものですが。

それから今、学校現場の抱える課題が非常に多くなってきている今日、色々な課題に対応できるような専門家の配置が必要になってくる、そういったものを学校に配置していく、そういうふうな考え方がチーム学校という考え方ですが、それを文部科学省は今、進めようとしております。地域のサポートスタッフなどの配置を拡充していくということで、これをチーム学校、つまり学校の先生以外の方の力を借りないと、今、教育は非常に難しくなっているということに対応する施策を文部科学省が進めようとしていることでございます。

チーム学校については詳しくは資料のほうに書いてございますので、そちらのほうをご覧くださいければと思います。そこにありますように、我が国の教員の置かれている現状の中で、教員以外の専門家スタッフが小・中学校に少ない、外国ではこういう専門家が学校にいます。日本は少ないということで、先生がすべてをやらなければいけないということで、多忙化の問題がそこでも起きているのです。そういうものをどういうふうに入れていくかという。今のパイの中で、教員を削ってしまえば意味がないわけですが、そういう形にならないことが一番ですけれども、プラスアルファで入れてくれるかどうか大きな問題であります。今、チーム学校という形で文部科学省が進めようとしているということを念頭に置いていただければと思います。

以上、簡単ですが、4番のところはそうように説明させていただきました。

その他は、特別に今のところございません。1から4で、以上でご報告を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○委員長

ありがとうございました。お尋ねは。

ただいまのご報告に対して、質問はございませんか。お尋ねになることは、よろしいでしょうか。

チーム学校というか、この配置、525人というのは大変微々たる数だと教育長はおっしゃっていましたが、この525人の方はどういう基準で、配置をされるのでしょうか。

○教育長

結局は、県の教育委員会が自分の県にこれが必要だということを要望して、とってくる以外にないのです。だから、各都道府県に何名ずつ配りましょうとしてこれをするのかどうか、必要になってくると

ころを先にとということになるかと思いますが、均等に割り振りしても10名いるかないかです。47都道府県だと、いないでしょうね。

○委員長

そうしますと、各学校が現在必要度を収集して、そして、要望することになりますか。

○教育長

そうなるとこちらは、県の方に上げなければいけないと思うのですが、県の方に、加配をとってもわないといけないのかなと思いますが、そういう意味では、現状を県に要求していく必要があると思っています。

宮崎県のような小さい県、小さいというか、田舎の県は、都会とはまた違いますので、東京都とかは学校の数が違いますし、問題行動の数が違いますので、本当に525人を見たとき本当に微々たるものですので、宮崎県は3、4名とかもらえるのかどうか、そこ辺は何とも言えないですよ。

○赤松委員

私の記憶が正しいのかどうか分からないのですが、47で割った数字ではないと思います。100で割ったうちの一つぐらいではないかなと思います。やはり、各自治体の児童・生徒の数など色々な要素を考慮して、各自治体に配分されると考えられます。

○教育長

そうですね。4名から5名くらいいいのかなと、それも市町村で奪い合いですから、一人来るか来ないか、一人来ればいいのかというぐらいのものでしょうから、その辺微々たるものです。文部科学省がいうような学校チーム化といったって、そんなものともではないという感覚です。

○委員長

今日の報告の85号にも関連していることですか。

ほかにお尋ねはありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、ご報告ありがとうございました。

## 11 議事

それでは、議事に入ります。本日は、報告7件、議案3件の合計10件です。

○委員長

報告第90号をお願いいたします。

○島津邸館長

それでは、報告第90号としまして、臨時代理した事務の報告と承認について、承認いただきたいと思っております。

都城市教育委員会の権限に属する事務の一部事務委託等規則第3条の規定に基づき、別紙のとおり、臨時代理したので、同条の規定に基づき、報告し、その承認を求めるものでございます。

別紙のほうを参照ください。

今回、都城島津邸におきましては、美術館との合同展を開催しております。新市誕生10周年記念事業「平成27年度都城島津邸都城市立美術館合同展「都城美の足跡 雪舟ゆかりの絵師から現代作家まで」の観覧料の割引の変更についてでございます。

今回、この合同展に合わせまして、さまざまな企画を練ったところでございます。

別紙に書いてあるとおり、成人式を迎える方がいらっしゃいますので、そちらの方にぜひ来ていただくという企画でございまして、成人式の前後となります1月2日から8日まで、休みが入りますので

飛んで11日の日につきまして、平成7年4月2日から平成8年4月1日までの成人の方とその同伴者につきまして、合同展の団体割引を適用したいと考えているところでございます。

本来であれば、単館券と書いてあるのが一般350円でございますが、それぞれ団体割引の50円引を適用しまして、一般が300円、大学生・高校生が250円、中学生以下はそもそも無料でございます。共通券は美術館との両方を観ることができる観覧券でございます。こちらのほうも通常は一般500円でございますが、今回は一般450円、大学生・高校生が350円、中学生以下無料でございます。

それと、合同展を観覧される場合は、本宅の観覧料100円も無料とするところでございます。チケットにつきましては、免許証等で年齢を確認したいと考えているところでございます。

2番につきまして、島津邸新春の1月9日、10日、2日間にわたって開催するところでございます。こちらのほうにつきましても、来館者増をねらった企画でございまして、この期間中の来館者につきまして、上記の成人式と同じ形で50円引きの団体割引適用の観覧料とするものでございます。本宅も同じで、無料にするものでございます。

以上が、簡単な概要でございますが、私も島津邸に4月に入りまして、12月、1月初めての経験なのですが、極端に、11月までは観覧者が非常に多かったのですが、12月、今、現在もですけれども、お正月の2日、3日明けて、その日は帰省客が大分多かったところですが、やはり、かなり観覧者が減っていると。入館者そのものが減っているということですので、割引とイベントを開催して、少しでも来場者を増やしたいという企画でございます。これが成人の日の1月2日からということなので、委員会にかける前にスタートしておりましたので、今回事前にとということで、臨時代理申し上げるところでございます。説明は以上でございます。

○委員長

ありがとうございました。

何かお尋ねはありませんでしょうか。

お尋ねですが、美術館には2日に行ったのですけれども、そちらには行っていないのですが、この2日から4日は休館日なのですから、該当する成人の方がいらっしゃったのですか。これを利用して来られた方はどのくらいいらっしゃるのですか。割引の対象者は。

○島津邸館長

今のところは、本人からの申し出がなかったものですから、該当者はいらっしゃいませんが、この企画書考えたのも、成人式の前撮りの撮影、着物で来られて、通常は結婚式の前撮りで来られるのですけれども、成人式の前撮りで12月中のうちに何組かいらっしゃったものですから、ぜひ、来ていただきたいなということで、現在、あちこちで地区公民館単位で成人式が行われているところなのですが、すべての会場で、イベントの説明を配りまして、皆さんに多く来ていただくということでお願いをしました。

○委員長

ありがとうございました。わかりました。

ほかには。

やはり、こういうクーポンというのは、どう多くの人に伝えるかということが大切だなと思うのですね。2日から、皆さん、スタッフの方本当に正月から頑張っていたいて、ありがとうございました。

○赤松委員

そういえば、来年度も同じようなことをやろうということを発表されるなら、成人式の実行委員会というのは、半年ぐらいかけて動いていますから、その段階から、いわゆる実行委員の皆さんを中心にこういうことがあるのですよということを周知されたら、今、委員長がおっしゃったような、実質の効果

があるのではと思います。

○島津邸館長

ありがとうございます。そのようにさせていただきます。

○委員長

ほかによろしいでしょうか。

では承認させていただきます。ありがとうございました。

○委員長

それでは、議案第57号を美術館長よりご説明いただきます。

○美術館長

議案第57号 平成27年度都城市立美術館作品収集委員会への諮問についてでございます。

市立美術館作品収集委員会運営要綱第2条の規定に基づきまして、別紙の作品を収集委員会のほうで諮問するものです。

収集委員会は、来月1日に予定しているものです。

作品の内容につきましては、今年度は購入はありませんが、寄贈と寄託作品について諮問をいたします。

作品の内容につきましては、山内多門の作品が1点、山田新一の作品油彩画が1点、これは個人からの寄贈になります。それから、中沢弘光の「静寂」という作品をうちが所蔵しているのですが、これは、何度かテレビ等でも紹介をされた作品なのですが、これの背景に描かれているタペストリーというか、壁掛けの現物を山内多門さんのご遺族の方から、ぜひ作品を持っていらっしゃるのでということで、資料としていただけるということで、それは作品ではないのですが、作品に関わる資料ということで、寄贈いただくということで、申し入れをいただいております。その他作品につきましては、フェニックスリゾートが所有していたものなのですが、瑛久の作品45点、山田新一の作品37点をUMKのほうが一括で購入されまして、保管と管理がなかなかテレビ局ではできないということで、美術館のほうへお話がありまして、今回、市のほうでお預かりをして、管理をする代わりに展示等に使っていいということで、話はしておりますので、合わせて82点の作品を、これは寄託ですので、所有権はUMKに残ったままで、うちのほうが展示等に使えるという形になると思います。

以上の作品を収集委員会のほうで、教育委員会からの諮問ということで提案いたします。以上です。

○委員長

ありがとうございました。お尋ねは。

お尋ねですが、UMKさんが全部を都城に寄託されたのですか。県立美術館と分けてということですか。

○美術館長

UMKで何点かロビーに置かれているのもあるのですが、ほぼ全点を都城のほうでということで。その点は、都城の実績を評価していただいているのかなと思っております。

○島津委員

幾つかのところはUMKさんが打診してということではなくて、うちの美術館に最初からお話があったという形でしょうか。

○美術館長

ももとはフェニックスリゾートが所有して、あそこの事業縮小等に伴って、ホテルのロビーとか、客室にかかっていた作品なのですが、それをどこかに売却したいというお話がありまして、それをUMKさんが引き受けられたということで、UMKさんのほうでは、県美のほうには瑛久の作品とか割とあ

りますので、できれば都城のほうでいかがでしょうかという話がありまして、うちとしても瑛久の作品は何点かはあるのですが、数が少ないので、まとまって入ると、これについての企画も立てられるのではないかと考えております。

○委員長

県立美術館で瑛久さんが見ておりますけれども、こちらのほうが多いのではと思うぐらいですので。

○美術館長

作品自体は余り大きくないですが、県立美術館が持っているのは大きな作品とかありますけれども。

瑛久は宮崎出身の作家としましては、全国的にも評価の高い作家の一人なので、これだけまとまった作品が入るといえるのは、今後の企画に厚みができるのかなと思います。

○委員長

2日のちょうどお昼ぐらいだったのですが、皆さん、早くからご苦労さまです。ちょうどお昼時だったせいか、ちょっと人影が少なくもったいないなと思ったのですが、そこはいかがだったのでしょうか。

○美術館長

正月2日間を初めてその年では開館したのですが、通じて70名程度の入館はありましたけれども、日曜日が50名ぐらい、土曜日が30名ぐらいの入館がありまして、急遽というか、余り、広報をしなかった割には来られたのかなと考えております。

○委員長

せっかく2日からだと、広報をもう少し、自分たちも含めてですけど、頑張っていきたいと思ったところでした。山田新一さんの「カネミダケ」というのが今回ありまして、初めて見る金見嶽の作品かなと思いました。

○教育長

これは、本来は、字は本当はこの字ではないですね。

○美術館長

金見嶽は、山田新一が裏書している字をそのまま書いています。今いう金御岳という表記とは違っています。作品の場合は、作家が作品に裏書していると、その字をそのまま使いますので。

○教育長

今度、瑛久がきましたよと少し宣伝をしていただかないと、瑛久所蔵がこれだけありますよということ。

○委員長

ちなみに瑛久さんは、詩人の富松良夫さんと親交があって、あの方の詩集の装丁に随分使っているもので、そういうことも含めてPRしていただくと有難いと考えております。

○美術館長

正式に寄託ができました時には、これを使ったまた企画展も考えていきたいと考えております。

○委員長

ほかよろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、議案第57号を決定させていただきます。

○委員長

それでは、報告第85号、報告第86号、報告第87号を学校教育課長よりお願いいたします。

○学校教育課長



それでは、第86号は、前田主任のほうからご報告をさせていただきます。よろしくお願ひします。

それでは、報告第85号につきまして、臨時代理した事務の報告と承認ということで、特別支援教育支援員、学習支援員の配置人数についてということで、昨年11月20日に決裁いただいて、12月1日より配置をしているところなのですが、内容は、沖水小学校と祝吉小学校に学習支援の特別支援教育支援員を二人目の配置をしていきたいということでございます。

お手元の資料に、抜粋した実施要綱がございますが、第5条に、これは実施要綱を昨年7月に一部改正をさせていただいたものなのですが、アンダーラインを引いておりますけれども、通常一人ということではございましたのですが、色々な事情がありまして、二人まではということで、ただ教育委員会が必要と認めた場合に限ってということで、要綱の改正を7月にいたしました。

それを受けまして、学校のほうから要望が上がっておりまして、A小学校につきましては、お手元の資料にございますが、現在、一人支援員を配置しております。そこにあります3年生、4年生の男子児童三名をいずれも情緒障がいということで支援をしているわけですが、さらに、1年生の男子児童が、通常学級に在籍をしておりますが、飛び出し、離席ということで、非常に安全確保が厳しい状況にあるということで、もう一人追加して、二人目の配置が必要だということで、実際、現場、学校のほうを見せていただいたり、校長の聞き取りをして、そのように考えたところです。

同じく、B小学校の二人目の配置につきましても、今現在、一人女性の支援員を配置しております。知的障がい学級の女子に支援を当たっていただいておりますが、その対象になっている児童につきましては、卒業後にはきりしま支援学校で支援をするということで予定しております。その他に、3年生の男子児童で転入してきた児童がございまして、なかなか厳しい状況にあると。学校内でも色々なことで校内の職員で配慮しながら対応をしております。そこにありますように、チャイムとか、あるいは隣のクラスの号令とかで、非常に落ち着かない状況が出てきたりするということです。そういう状況を総合的にまた、考慮しまして、二人目の配置が必要だということで、B小学校に二人目の配置をさせていただいております。この配置で、今、34名の支援員の配置をしております。

報告第85号につきましては以上でございます。

#### ○前田主任

それでは引き続き報告第86号 平成28年度都城市立小中学校の入学式の期日についてご説明いたします。

都城市立学校管理運営規則第15条に、入学式は4月11日までに行うことというふうに規定しております。したがって、そこに示しているとおり、小学校のほうを4月11日、月曜日、中学校を4月8日、金曜日と定めたいと考えております。

以上でございます。

#### ○学校教育課長

引き続き、報告第87号ですが、専決処分をした事由についての報告でございます。

第38回宮崎県高等学校総合文化祭の教育委員会の共催についてということでございます。

別紙にございますように、宮崎県高等学校文化連盟並びに県教委のほうから、共催の依頼が来ておりまして、本年の9月24日、土曜日から10月1日、土曜日の8日間を大会期間ということで、通常高文祭といわれる大会ですが、これが小林市と都城市で会場として計画をしておりますということで、都城市につきましては、総合文化ホール、早水公園体育文化センター、ウェルネス交流プラザ、武道館等を使ってということでございます。それに伴います共催ということで、共催について承諾をしたところでございます。

以上です。

○委員長

ありがとうございました。  
お尋ねはありませんでしょうか。

○島津委員

報告第85号についてですけれども、B小学校のほうで、今、6年生の生徒さんがいて、今1年生が必要ということで、6年生ですから、3月に卒業式ということになりますので、この配置というのは、年度始まりごとにまた、学校で承認をして再度見直しということになっているのでしょうか。

○学校教育課長

一応、3月までで一旦終わりました、また、28年度は、新たに継続を含めてですけれども、卒業していった場合はまた引き上げて、ほかの学校等も含めて検討させていただいております。

○委員長

何かありますでしょうか。

○赤松委員

学校が極めて困難な状況に陥っている様子が伺えるのですが、特に、教育委員会が必要と認める場合というのは、学校に手を差し伸べないとどうにもならないという様な場合のことですよね。学校では教頭先生を使うとか、あるいは専科教員の授業がない時間に専科教員を使うとか、あるいは、専科教員が授業に入っている時には、各学級担任は空いていますから、学級担任にそこに行っていただくとか、ありとあらゆる手法を使いながら事故や色々なことが起きないように気を使って対応しています。そういう中で要望だと思いますから、仮に、教育委員会が、必要と認めたら3人とか、そういう配置ができる場合も、ひょっとしては出てくるのかもしれませんが。したがって、教育委員会が必要と認めた時には二人と人数はわざわざ決めなくても適正な人数を配置するというようなことでもいいのかとも思います。

学校によっては、欠かすことのできないありがたい配置だと思います。素晴らしいご判断だと私は思います。

○委員長

昨年の市町村教育委員会の理事会でもこの問題について、とても要望が多くて、柔軟に対応してほしいと。現場は柔軟に対応していただかないと立ち行かないという意見がかなり多かったのです。でもお答えのほうでは、やはり、予算の枠があるというので、本当に現実って厳しいのだなということを感じていた問題です。

先ほどの教育長のご報告にありましたけれども、525人という配置の中で今の人数とかを考えますと、とても先行き暗いような気がするのです。何とかならないものだろうかと思えます。幾ら考えても無理なのかなと思いますけど、二人でもやはり無理な時は無理だと思うのです。生徒さんが増えてくれば、この辺が教育委員会として重大に考えていかなければいけない問題だと思います。

○学校教育課長

委員長のおっしゃるとおりで、非常に支援が必要な子どもたちが増えてきているといえますか、そういう意味では、学校も非常に苦勞しておりますし、できるだけ要望に沿うような形で、場合によっては、定員が支援員34名とか36名とか、毎年枠が決まっていますので、そういう配置を最大やっていながら、どうしても必要な時は補正でも組んでいただいて要望はしていきたいと思いますが、逆に裏から考えると、すぐに教育委員会を頼ってしまうという学校の体制をもうちょっと工夫しないといけない学校も中にはございます。一生懸命工夫しながら、先ほど赤松委員が言われたように、空いている先生をうまく使いながら学校で手一杯だという学校については、ぜひ、すぐに対応していきたいのですが、担任

任せで後は全然協力体制ができていないというのは、若干そういう体制もありますので、とにかく現場を見せていただいて、校長、教頭からも対応等も聞かせていただきながらというのが、ひとつの決め手かなと思っております。できるだけ安全面をということで、そこはうちのほうで考えていきたいと思っております。

○委員長

理想に近づくハードルは色々ありますが、これが物理的に大変な場面があるのではないかと、本当の現況をよく把握していただいて、十分な授業が成立するような状況にしていいただければと思います。

ほかに質問はありませんか。

○中原委員

P T Aとかほかの周りの対象児童・生徒、周りの保護者からの意見というのが学校側には入っているものでしょうか。

○学校教育課長

そこまではちょっとよく把握はしていないのですが。

○中原委員

授業参観で来た時にこういう子がいるけど、うちの子は大丈夫だろうかという問い合わせ、保護者側からの意見というのは学校がどれくらい聞いているのかなど。説明を聞きますと、学校側の状況は十分できるのですけれども、もしかすると、保護者、あとはP T Aからの意見があるのかなど思っているところ です。

○学校教育課長

色々あっているのかもしれませんが、うちのほうではそこまで把握していないということで、また、今後そういう形に沿って。

○中原委員

そういう意見に沿うとこちらとしても提案がしやすいと思います。

○学校教育課長

ありがとうございます。

○委員長

高文祭というのは、初めて議案で拝見するのですが、頻繁にくるものですか。

○学校教育課長

一応確認をいたしましたら、3年に1回、県北圏を県南圏で会場を持ち回りですということ、おそらく、前回は日南をメインにした記憶があるのですが。

○赤松委員

数年前は全国総文祭というのがありましたよね。

○学校教育課長

ありました。全国ですね。宮崎県は、基本は、3年に1回の割合で回ってくるということでした。

○委員長

お尋ねはよろしいでしょうか。

それでは、報告第85号、報告第86号、報告第87号を承認させていただきます。

○委員長

それでは、報告第88号、報告第89号、議案第55号、議案第56号を生涯学習課長よりご説明をいただきます。お願いいたします。

○生涯学習課長

それでは、生涯学習課のほうで付議しております案件についてご説明いたします。

まず、報告第88号 平成27年度都城市高齢者学級新興大会開催要綱の制定についてご報告いたします。

別紙資料のほうをご覧いただきたいと思います。

これは、市内15地区ある高齢者学級の学級生を対象としまして、高齢者学級の内容の充実と学級生が自ら学ぶ意欲を高めることを目的として、毎年度要綱を定めて開催しているものでございます。

今年度は2月24日の水曜日、午後から都城市ウェルネス交流プラザで開催いたします。

大会の内容としましては、高齢者のいきがづくりをテーマに、高崎地区高齢者学級による実践発表、そして、山之口地区高齢者学級による学習発表など、国富町在住のいきいきかっぱの会会長である大西正國さんに講演をいただく予定となっております。

続きまして、報告第89号 平成27年度都城市社会教育振興大会開催要綱の制定についてご報告いたします。

別紙資料にありますとおり、市民一人ひとりが社会教育関係団体等の社会教育活動を通じまして、地域づくり、まちづくりに取り組む意識を高めることを目的に、市社教連との共催で、毎年度要綱を定め、開催しております。今年度は3月5日の土曜日、午後から中央公民館で開催いたします。

大会の内容としましては、市の社会教育功績者及び社会教育関係団体の表彰の後、事例発表、パネルディスカッションを行う予定です。事例発表につきましては、平成26年度に優れた地域による学校支援活動推進に係る文部科学大臣表彰を受賞しました山田中学校支援ボランティアの会の活動について、学校支援地域本部長である米吉 春美さんに講演をいただく予定となっております。また、パネルディスカッションにつきましては、例年は講演会を行ってございましたけども、今回、新たな試みとして実施するものでありまして、「地域全体で子どもを育む活動の充実のために」をテーマに、市内で活動されている各団体関係者や小西委員長にもパネリストとしてご参加いただくことになっております。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第55号 都城市教育委員会社会教育功績者等表彰要綱の一部改正について、説明いたします。

別紙資料の新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

今回の主な改正点としましては、まず、表彰の要件に関しまして、第3条第1項第1号では、市内の社会教育関係団体等に所属していることと規定されておりますけれども、昨年度の選考会の中で、この表現が地区社教連に加入する団体に所属していることといった誤解を招くのではないかとといった意見があったことから、社会教育関係団体とは、社会教育法第10条に規定する社会教育関係団体の定義を準用するよう見直しを行うものでありまして、同条第2項第1号のつきましても、同様の考え方で見直しを行うものでございます。

また、これに伴いまして、第4条の表彰者の推薦規定につきましても、個人以外であればすべての社会教育関係団体から推薦ができるよう見直しを行うものでございます。さらに、これらの改正に関連しまして、第9条の会議規定につきましては、新たに第4項を追加したところでございます。これは、社会教育法第2条では、社会教育の定義としまして学校の教育過程で行われる教育活動を除き、主として、青少年及び成人に対して行われる体育及びレクリエーション活動を含む組織的な教育活動をいうと規定されております。そのため、今回の改正に伴い、今後、スポーツなど他分野の団体からの推薦も想定されることから、選考時の参考とするため必要に応じまして、委員以外の者の出席を求めることができる規定を新たに設けるものでございます。なお、今年度の社会教育功績者等の表彰につきましては、先ほど報告しました3月5日開催の社会教育振興大会で行う予定としております。

続きまして、議案第56号 平成27年度都城市放課後子ども総合プラン運営委員会の委嘱並びに委任についてご説明いたします。

これは、昨年11月の定例委員会でご承認いただき改正しました都城市放課後子ども総合プラン運営委員会設置要綱に基づきまして、運営委員会を開催するにあたって、委員の委嘱及び任命を行うものでございます。委員名簿につきましても、別資料のとおりとなっております。委員の選出につきましても、各関係先からの推薦によるものでありまして、構成は学校関係者2名、放課後子ども教室関係者4名、放課後児童クラブ関係者3名、PTA関係者1名、行政関係者2名の計12名となっております。

なお、放課後子ども教室と放課後児童クラブを所管する生涯学習課と福祉部保育課につきましても、運営委員会事務局として、共同で事務にあたることとなっております。また、委員の任期につきましても、委嘱任命の日から平成28年3月31日までとしておりますけれども、これは、運営委員会の設置が国・県補助金の交付要件にもなっている関係上、年度ごとに設置しているためでありまして、委員につきましても、平成28年度も引き続きお願いしたいと考えております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長

ご質問はありますでしょうか。

すみません、報告第89号の社会教育振興大会なのですが、私、パネリストのご依頼を電話でお話がありまして引き受けましたが、まだ3月では教育委員では、先ほど教育委員長というお話でしたが、これは未定ですので、2月26日以降未定ですので、訂正を。

○生涯学習課長

説明では、委員長ということでお話させていただいたのですけれども、要綱では教育委員という肩書で掲載させていただいておりますので。

○委員長

それで、内容についてなのですが、教育委員会としての発言ということで、資料を色々ご意見をそれまでにいただきたいと思っております。学校運営協議会、それから教育の日のですか。一応ふってあるということをおっしゃったのですけれども、それぞれの分野の方に。

○生涯学習課長

担当のほうにそのように確認しまして、委員長のほうに連絡をとりながら、調整させていただきます。

○委員長

教育の日と学校運営協議会というタイトルがここにはありませんけど、お聞きしたような気がいたしますので、それについてまた、現状を理解しておきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○教育長

実は、無理矢理、小西先生のほうにお願いして非常に申し訳ないのですけれども、ひとつよろしくお願いたします。

○赤松委員

この日は、午前中は教育委員会のある日ですね。毎年、あるのですが、不都合はありませんか。

○委員長

教職員人事の件ですね。

○教育総務課副課長

日程が、一応例年、土曜日の午前中ということになっているのですが、もしかしたら、今年は前日の4日の3時ぐらいからお願いすることになるかもしれないということで、ただ決定ではないのですが、ほかの教育事務所管轄の教育委員会の足並みを揃えるということで、もしかしたら平日になるかもしれ

ません。4日を一応、議会の日程等の調整をしたら、4日となるようです。ただそれも今月の末にならないとわからないということで、4日か5日のどちらかになると思います。

○委員長

去年も続いてだったと思います。了解しました。

では決まったらよろしくお願いします。

ほかにご意見、お尋ねありませんでしょうか。

成人式は無事に暖かいところで、実行委員の皆さん、お疲れ様でした。それぞれにまたアンケートなどの分析がありますけど、無事、素晴らしい場で、生涯学習課の皆様お疲れ様でした。

またアンケートとかの集計があるんですね。

○生涯学習課長

また集計して報告します。

○委員長

それまで出席された印象もずっと大事に。今後のためにご意見いただければと思います。

それでは、報告第88号、報告第89号を承認させていただきまして、議案第55号、議案第56号を決定させていただきます。

○委員長

それでは、報告第84号を教育総務課長お願いします。

○教育総務課長

報告第84号、専決処分した事務、教育委員会名義後援についてご報告いたします。開いていただきまして、平成27年11月17日から12月17日までに申請のありました20件の名義後援を承認しておりますので、ご報告いたします。以上で終わります。

○委員長

よろしいでしょうか。

それでは、ご意見がないようですので、報告第84号を承認いたします。

## 11 その他

○2月定例教育委員会日程について

日程 平成28年2月18日(木)13:30から

会場 南別館4階第1会議室

以上で、1月の定例教育委員会を終了いたします。